

～子どもの学び支援事業のご案内～

生活保護受給中の小学校3年生から小学校6年生の児童・生徒が参加する学習塾や習い事にかかる費用を補助する事業です。生活保護制度の扶助ではなく、市独自の制度として令和8年4月からスタートします。

対象者:生活保護受給中の小学校3年生から小学校6年生

用途:学習塾や習い事にかかる費用のうち、直接事業者へ支払う月謝や受講料等

補助額:一人当たり 1万円/月(上限)

方法:原則、償還払い(支払った領収書を提出後に補助金を交付する)

※事前の支払いが難しい場合は、ご相談ください。

【利用イメージ】

①利用料の支払い

学習塾や習い事にかかる費用の支払い

②領収書・証明書の受領

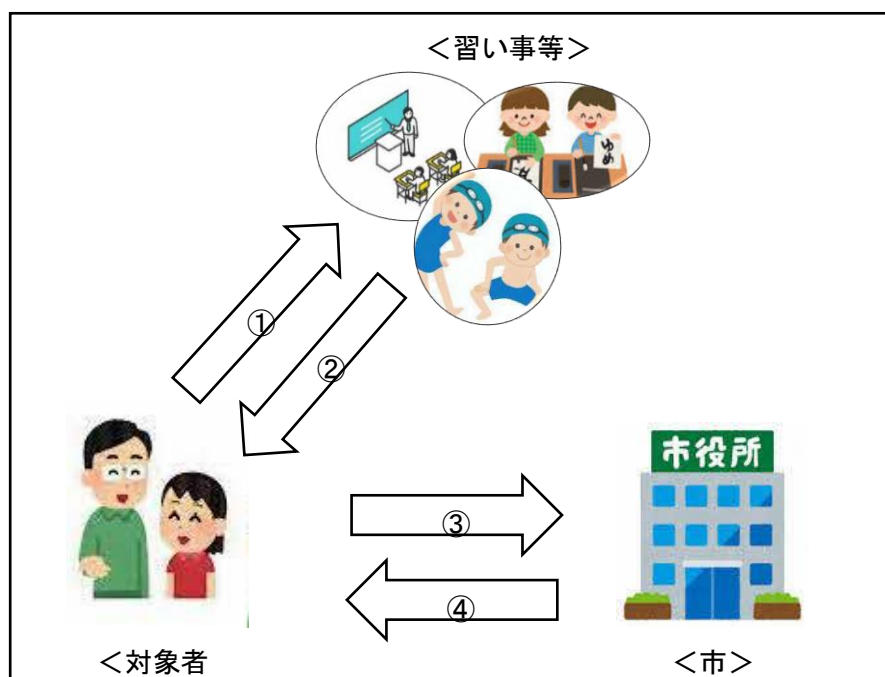
通われている教室等からの「領収書」やパンフレットなどの受領

③補助金の請求

請求書、領収書など、補助金の請求に必要な書類を市へ提出

④補助金の決定

市は、提出書類の審査を行い、補助金額を決定し指定口座へ振り込む



○対象の学習塾や習い事

文化芸術活動、スポーツ活動又は小学校の指導要領で取り扱われている科目等に関する事項の指導、練習、稽古、訓練、補習、進学指導など（以下「指導等」という。）を行う事業者が提供するサービス。

※ただし、提供するサービスをホームページやチラシ、看板等で広く周知していないなど、事業者としてふさわしくないと判断されるものは除く。

<対象の学習塾や習い事の例>

・学習塾の例:小学校の授業の予習復習のための学習塾、家庭教師、短期講習会など。個別、集団、通信、インターネットを活用した学習塾も対象となります。

・スポーツ活動の例:球技(サッカー、野球、バスケットなど)、水泳、陸上競技、器械運動、武道(柔道、剣道、相撲、合気道など)、ダンスなど

・文化芸術活動の例:音楽、美術、書写、調理、手芸、工作、そろばん、パソコンなど

※小学校の指導要領で取り扱われている科目等に関するものが対象。

○補助金の対象となる支払い

次の表の対象欄に○のあるものが補助金の対象となります。

対象	項目	例
○	初期費用	入学金、入会金、入塾テストなど
○	受講料、月謝	○月分月謝など
○	受験料、試験料など	学習塾の学力テストなど（※1）
○	通信費用など①	インターネットを利用して授業やレッスンを受けるため事業者を支払う通信料金など（※2）
×	通信費用など②	インターネットを利用する際のプロバイダ料金、パケット料金など
○	教材・教具、道具①	事業者から購入する、学習塾の授業で使用するテキスト、ピアノのレッスンに使用する楽譜など（※2）
×	教材・教具、道具②	書店や文房具店で購入する教材、文房具、スポーツ用品店で購入するシューズ、家電量販店で購入するタブレット端末など
○	ユニフォーム、制服①	事業者から購入するユニフォームなど（※2）
×	ユニフォーム、制服②	スポーツ用品店で購入するユニフォームなど
○	交通費など	試合、発表会、合宿などの交通費で事業者へ直接支払うもの
×	交通費など	試合、発表会、合宿などの交通費で自分で支払うもの

（※1） 試合、発表会、試験の参加費など、事業者が提供するサービスの成果発表等を目的として事業者を支払う場合に限りします。

（※2） 事業者が提供するサービスを受けるため必要不可欠であり、事業者を支払う場合に限りします。

○申請に必要な書類

- ・申請書兼請求書（様式第1号）
- ・学習塾や習い事の事業者から発行される領収書など※月謝以外の費用の支払いがある場合は、料金内訳がわかるもの

☆初回申請時や変更時に必要な書類

- ・事業内容や料金内訳がわかる書類
- ・チラシ、ホームページ、利用契約書など、事業を行っていることがわかるもの
- ・振込先口座の写し

○申請から振り込みまでの期間

毎月10日までに提出のあった申請については、翌月15日に振込（土日祝及び年末年始除く）。ただし、書類に不備がある場合は、振込に時間がかかることがあります。※償還払いが難しい場合は、事前に相談ください。

例) 4月5日 申請 → 審査・決定 → 決定通知書 送付 → 5月15日 振込

※【注意】 3月分の申請のみ、3月中に申請してください。4月以降の申請は受付できません。

○本事業利用にあたって、守っていただきたいこと

- (1) 該当月に習い事等に1回以上参加してから申請を行ってください。
- (2) 支給要件に該当しなくなった場合は、すみやかに報告してください。
- (3) 居住地や連絡先、習い事等に変更があった場合は、すみやかに報告してください。
- (4) 申請の内容に虚偽、その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、返還をしていただきます。

<問い合わせ先>

枚方市役所 生活福祉課 自立支援第一係・第二係
電話 841-1452 FAX 841-4123